

滋賀県と県内3信用金庫との事業承継の促進に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）ならびに長浜信用金庫、滋賀中央信用金庫および湖東信用金庫（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、滋賀県内の中小企業の事業承継の促進に資するため、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲および乙がそれぞれ有する情報、ネットワーク、ノウハウなどの経営資源を有効に活用し、相互に連携して取組を進めることにより、滋賀県内の中小企業の事業承継の促進を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲および乙は、前条に定める目的を達成するため、次に掲げる事項（以下「連携事項」という。）について、連携し、協力する。

- (1) 事業承継の推進に関すること
- (2) 事業承継の案件の顕在化に関すること
- (3) 事業承継の課題解決に関すること
- (4) 地場産業の事業承継に関すること
- (5) その他、前条に定める目的を達成するために必要な事項

2 前項各号に定める事項の具体的な取組内容および実施方法は、甲および乙協議の上、別途取り決める。

（協定内容の変更）

第3条 甲または乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲または乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期限が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

（情報の共有）

第5条 甲および乙は、連携事項の実施にあたり、法令の定める範囲において相互に情報の共有を図るとともに、相手方から取得した情報を適切に管理するものとする。

（守秘義務）

第6条 甲および乙は、本協定に基づく事業の実施において知り得た秘密事項を事前に相手方の承諾を得ることなく第三者に開示または漏えいしてはならない。また、情報の利用にあたっては第1条に定める目的以外に使用してはならない。

2 甲および乙は、第4条に定める期間の到来によって効力を失った後においても前項に基づく守秘義務を負うものとする。

（疑義の決定）

第7条 本協定に定めがない事項または本協定に関して疑義が生じたときは、甲および乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲および乙それぞれ署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年11月11日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
滋賀県知事

三日月不迄

乙 滋賀県東近江市青葉町1番1号
湖東信用金庫
理事長

山本英司

滋賀県長浜市元浜町3番3号
長浜信用金庫
理事長

田邊 功

滋賀県近江八幡市桜宮町198番地
滋賀中央信用金庫
理事長

沼尻 護